

## 上海市 社会保険納付基準額の引上げ

2023年6月28日、上海市の人力資源・社会保障局は2023年度（2023年7月1日～2024年6月30日）の社会保険納付基準額を発表しました。上海市内の2022年度の平均賃金は月額12,183元（昨年度比+787元）とし、その結果社会保険納付基準額の下限は月額7,310元（同比+790元）、上限は月額36,549元（同比+2,361元）へ引上げとなりました。

社会保険負担額は従業員本人の前年度平均賃金を納付基数とし、企業負担分と個人負担分それぞれの保険料率を掛けて算定しますが、下限額を下回った場合は下限額を、上限額を上回った場合は上限額を適用します。上海市の社会保険納付基準額は、上海市内の前年度平均賃金を基準とし決定されており、下限は前年度平均賃金の60%、上限は前年度平均賃金の300%となっています。社会保険納付基準額の上限及び下限を適用している従業員を雇用されている企業は申告納付時基準額の変更をお忘れのないようご注意ください。

## 上海市 法定最低賃金 2年ぶりに引上げ

2023年6月30日、上海市の人力資源・社会保障局は7月1日以降適用となる法定最低賃金を発表しました。この発表により上海市の法定最低賃金は2021年6月30日発表以降2年ぶりの引上げとなり、月額最低賃金は2,690元（発表前比+100元）、時間あたり最低賃金は24元（同比+1元）となりました。月額最低賃金は引続き上海市が最も高く、続いて深圳市2,360元、北京市2,320元、広東省2,300元が高い結果となっています。7月1日時点の全国各地区の最低賃金は以下のとおりとなっています。

(単位：元)

地区	月額最低賃金				時間あたり最低賃金			
	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
北京	2,320				25.3			
天津	2,180				22.6			
河北	2,200	2,000	1,800		22	20	18	
山西	1,980	1,880	1,780		21.3	20.2	19.1	
内モンゴル	1,980	1,910	1,850		20.8	20.1	19.5	
遼寧	1,910	1,710	1,580	1,420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1,880	1,760	1,640	1,540	19	18	17	16
黒龍江	1,860	1,610	1,450		18	14	13	
上海	2,690				24			
江蘇	2,280	2,070	1,840		22	20	18	
浙江	2,280	2,070	1,840		22	20	18	
安徽	2,060	1,930	1,870	1,780	21	20	19	18
福建	2,030	1,960	1,810	1,660	21	20.5	19	17.5
江西	1,850	1,730	1,610		18.5	17.3	16.1	
山東	2,100	1,900	1,700		21	19	17	
河南	2,000	1,800	1,600		19.6	17.6	15.6	
湖北	2,010	1,800	1,650	1,520	19.5	18	16.5	15
湖南	1,930	1,740	1,550		19	17	15	

# FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

地区	月額最低賃金				時間あたり最低賃金			
	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
広東	2,300	1,900	1,720	1,620	22.2	18.1	17	16.1
深圳	2,360				22.2			
広西	1,810	1,580	1,430		17.5	15.3	14	
海南	1,830	1,730	1,680		16.3	15.4	14.9	
重慶	2,100	2,000			21	20		
四川	2,100	1,970	1,870		22	21	20	
貴州	1,890	1,760	1,660		19.6	18.3	17.2	
雲南	1,900	1,750	1,600		18	17	16	
西藏	1,850				18			
陝西	2,160	2,050	1,950		21	20	19	
甘肅	1,820	1,770	1,720	1,670	19	18.4	17.9	17.4
青海	1,880				18			
寧夏	1,950	1,840	1,750		18	17	16	
ウイグル	1,900	1,700	1,620	1,540	19	18	16.2	15.4

法定最低賃金は全国各省・自治区・直轄市が発表しており、労働契約法により試用期間を含む労働契約期間中、法定最低賃金を下回る賃金での労働契約は締結できません。また、上海市の場合、法定最低賃金には個人負担分の社会保険や住宅積立金を含みならず、残業手当、交通費、住宅手当等の手当は別途支払う必要があります。労働契約法違反とならないようご注意ください。

## フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢 (上海) 有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a>	成都分公司 四川省成都市成华区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a>
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-2213-8278 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。